

厚木市住民基本台帳ネットワークシステム及び附票連携システム委託管理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住民基本台帳ネットワークシステム及び附票連携システム（以下「住基ネット等」という。）に係る業務を外部委託する場合において、本人確認情報等の保護を図ることを目的とする。

(委託を受けようとする者の管理体制等の調査)

第2条 住基ネット等を管理し、又は利用する課等の長は、住基ネット等に係る業務を外部委託しようとするときは、あらかじめ委託を受けようとする者における情報の保護に関する管理体制等について調査するものとする。

(外部委託の承認)

第3条 住基ネット等を管理し、又は利用する課等の長は、外部委託をしようとするときは、委託する事務の内容、理由及び情報の保護に関する事項等について、セキュリティ統括責任者の承認を得なければならない。

(委託契約書への記載事項)

第4条 外部委託に係る契約書には、情報の保護に関し、次に掲げる事項を明記しなければならない。

- (1) 再委託の禁止又は制限に関する事項
- (2) 情報が記録された資料の保管、返還又は廃棄に関する事項
- (3) 情報が記録された資料の目的外使用、複製・複写及び第三者への提供の禁止に関する事項
- (4) 情報の秘密保持に関する事項
- (5) 事故等の報告に関する事項

(受託者の管理状況の調査)

第5条 住基ネット等を管理し、又は利用する課等の長は、必要に応じ受託者における当該外部委託に係るセキュリティ対策の実施状況について調査するものとする。

附 則

この要綱は、令和5年1月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年10月20日から施行する。